

# 不利益処分に係る処分基準

平成22年 8月31日 作成

許 認 可 の 種 類	指定定期検査機関の指定の取り消し
法 令 名	計 量 法
根 拠 条 項	第38条
法 令 の 定 め	計量法 第20条第1項(指定定期検査機関), 第26条(指定), 第27条(欠格条項), 第28条(指定の基準), 第28条の2(指定の更新), 第29条(定期検査の方法), 第30条(業務規程), 第31条(帳簿の記載), 第32条(業務の休廃止), 第33条(事業計画等), 第35条(解任命令), 第36条(役員及び職員の地位), 第37条(適合命令) 通商産業省令第72号(平成5年10月28日) 「指定定期検査機関, 指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等指定に関する省令」 第2条(指定の基準), 第2条の2(指定定期検査機関の構成員), 第2条の3(指定の基準, 第2条の4(指定の更新の手続き), 第3条(業務規程), 第4条(帳簿)
処 分 基 準	法令の規定に基づく
問 い 合 わ せ 先	函館市経済部商業振興課 計量検査所 (電話 27 - 2555)
備 考	